

予算委員会 平成十五年三月十四日 「参議院」

○政府特別補佐人秋山收君 結論を先に申し上げますと、憲法九条の解釈から出てくる問題でございませぬ。

それで、集団的自衛権等は、従来から、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもって阻止する権利というふうに解してきております。

憲法九条は、その文言を見ていただきますとお分かりになりますとおり、戦争、武力の行使を放棄し、戦力を保持せず、交戦権も認めないという旨を規定しております。

ただ、このような規定の下におきましても、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を取ることまで禁じているとは解されないと。しかしながら、それは無制限に許されるわけではなく、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して国と国民を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものでありまして、そのような措置はこれを排除するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると考えております。

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会 平成十五年六月二日 「参議院」

○政府参考人(宮崎礼憲君) お答えいたします。
〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕
憲法第九條は、第一項におきまして、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定しております。さらに、同条第二項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しております。解釈論といたしましてはここから出発するしかないわけでございます。この文理だけから見ますと、一見いたしますと、我が国による実力の行使は一切禁じられているようにも見えてくるわけでございます。しかしながら、憲法前文で確認しております日本国民の平和的生存権や、憲法十三條が生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えますと、憲法九條は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされているような場合に、これを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないというふうに解されるところであります。

すなわち、先ほど述べました憲法九條の文言にもかかわらず自衛権の発動として我が国が武力を行使することができる、認められるのは、当該武力の行使が、外国の武力攻撃によって国民の生命や身体あるいは権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して国と国民を守るためにやむを得ない措置であるからだというふうに考えられるわけでありませぬ。

ところで、お尋ねの集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもって阻止する権利というふうに解されております。

このように、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する、直接対処するものではございませぬ。他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものでありますので、先ほど述べましたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法第九條の下での行使が許容されるという根拠を見いだすことができないというふうに考えられるところでございます。

イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 平成十五年六月二十七日

○秋山政府特別補佐人 憲法上、我が国が集団的自衛権を行使できないと考えております理由でございませぬが、憲法九條一項、これは、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」それから第二項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しております。

政府は、従来から、このような文言を持つ規定のもとにおいても、外国の武力攻撃によって国民の生命、権利が根底から覆されるというよう急迫不正の事態に対処しまして、国と国民を守るための、やむを得ない、必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じられていないと解しております。

ところで、集団的自衛権と申しますのは、先ほど申しましたとおりでございます。我が国に対する急迫不正の侵害に対処するものではございませぬ。他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止するということも内容とするものであります。我が国が主権国家である以上、国際法上このような権利を持つては当然であると考えております。先ほど述べたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法九條のあのような文言のもとでは、この行使が容認される、許容されるということにその根拠を見出すことはできないのではないかと考えてきています次第でございます。

○角田政府委員 お答えいたします。

国際法上、国家はいわゆる集団的自衛権というものを保持しているわけであり、

集団的自衛権につきましてはいろいろな定義がございますが、政府は従来次のように解しております。自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、

すなわち、憲法は第九条におきまして、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているわけであり、前文におきまして、「全世界の国民が、一若干省略しますが、平和のうちに生存する権利を有する」ということを確認し、また第十三条におきましては「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」

「平和のうちに生存する権利を有する」ということを確認し、また第十三条におきましては「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」

「平和のうちに生存する権利を有する」ということを確認し、また第十三条におきましては「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」

ので、その措置としては、当然いま申し上げたような事態を排除するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるわけであり、

そうだとすれば、わが憲法のもとで武力行使を行うことを許されるのは、いまのような場合であり、

すので、他国に加えられた武力攻撃を阻止するということをその内容とする、いわゆる集団自衛権の行使は許されず、

すなわち、憲法は第九条におきまして、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているわけであり、

すなわち、憲法は第九条におきまして、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているわけであり、

○角田(種)政府委員 先ほど外務大臣からもお話がありましたが、

わが憲法は従来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうにお答えをしております。

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、

○政府委員(角田憲次郎) ただいま御指摘のとおり、

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、

○政府委員(味村治君) ただいま御指摘のように、政府は従来から一言いたしました集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうにお答えいたしました。その理由につきましては、たゞお答えをいたしておりましたが、申し上げたこと次のような理由によるものでございます。

すなわち、憲法第九条の解釈といたしまして、憲法第九条はわが国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることは禁止してないというふうに解されるわけでございますが、それは無制限に許されるわけではございませんで、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというふうな急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためやむを得ない措置として初めて認められるものでございまして、またそのような措置は、このような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

○改中政府委員 若干答弁が重複しますので便宜省略をさせていただいたために、おわかりにくいところがあるで大変恐縮でございますが、もう一遍申して先ほど申し上げた点を重複はいたしません。九条というものは、自国の平和と安全を維持してその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうな解しておるわけでございますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというふうな急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためやむを得ない措置として初めて認められるというふうな考えているわけでございまして、そしてこの措置は、このような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきである、そういう筋道を申し述べたわけでございまして、したがって、その論理的な帰結といたしまして、他国に加えられた武力攻撃を實力をもって阻止するということを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないということを従来から明確に述べているわけでございます。

○政府委員(工藤敬夫君) 集団的自衛権と憲法との関係についてお尋ねでございますが、国際法上、国家が集団的自衛権、この場合定義して申し上げた方が適当だと思ふんですが、自国と密接な関係にある外国、そこに対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていなくてもかかわらず、實力をもってそのような攻撃を阻止すると、こういうことが正当化されるような地位、これをいわば集団的自衛権と言っていると思ふんですが、そういうものを有しているかどうか。我が国が国際法上の観点から申し上げればそのような集団的自衛権を持つてゐることは主権国家である以上当然である、これは従来から申し上げてきているところでございます。

○政府特別補佐人(津野修君) この集団的自衛権でございますけれども、これもたびたび従来から政府として答弁してございまして、まず国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていなくてもかかわらず、實力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、我が国が国際法上この集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然である。

ただ、従来からこれまであわせて申し上げておりますが、政府としては次のような理由から、従来から一言して我が国が集団的自衛権を行使することは憲法上許されないという立場に立っております。すなわち、憲法は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとること、これは禁じてないというところでございまして、それはあくまでも外国の武力攻撃に対しまして、国民の生命、自由それから幸福追求の権利、こういうものが根底から覆される、そういう急迫不正の事態に対しまして、国民のこれらの権利を守るためやむを得ない措置として初めて許される、こういうことではないかと考へておるわけでございまして、その措置は当然にやむを得ない自衛権発動の三原則等々にも言われておりますように、このやむを得ない措置というののも、そういう事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきである、かように考へておるわけでございまして、

したがって、先ほどの定義に戻りますが、他国に加えられた武力攻撃を阻止すること、これをその内容といたします集団的自衛権の行使、これは憲法上許されない、このように申し上げているのが従来からでございます。